



障がい福祉サービスを使いたいと思ったら

日中どこかにでかけたい、家事を手伝ってほしい、働く準備をしたい、施設に入りたい…
⇒そんな時は…

相談

- ・困っていること、助けてほしいこと、生活の中での希望を話してみましょう
- ・利用するサービスの内容を決めましょう
- ・相談先：障がい者基幹・総合相談支援センター、障がい者支援課、ハローワークなど

利用条件の確認

- ・障がい者手帳（身体、療育、精神）、自立支援医療受給者証を持っている
- ・障害年金を受給している（精神疾患に限る）
- ・診断書の提出（精神：ICD-10コード入り、難病：指定難病の診断名入り）

見学・体験、計画事業所の決定

- ・事業所の見学、体験をして利用する事業所を決めます（居宅介護は除く）
- ・相談支援専門員（計画を立てる人）を依頼します

申請

- ・「自立支援給付申請書」を提出します
- ・提出先：障がい者基幹・総合相談支援センター、障がい者支援課

認定調査

- ・日常生活の様子について聞き取り調査をします（場所：自宅、市役所、病院、施設など）
- ・調査する人：障がい者支援課の認定調査員

審査・判定

- ・どのくらいサービスが必要な状態か（障がい支援区分）が決められます
- ・審査・判定するところ：松本広域連合、障がい者支援課

サービス等担当者会議

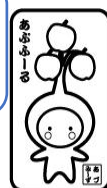
- ・相談支援専門員から「サービス等利用計画書（案）」を提示してもらい、サービスの内容や頻度など具体的なことを話し合います
- ・会議に参加する人：本人、家族、相談支援専門員、事業所職員、障がい者支援課職員

支給決定

- ・利用するサービスについて「障害福祉サービス受給者証」が届きます
- ・支給決定、受給者証を交付するところ：障がい者支援課

契約・利用開始

- ・「受給者証」が届いたら、サービスを提供してもらう事業所に提示します
- ・支援計画に基づいてサービスが提供されます
- ・利用に応じて費用を支払います



相談は…障がい者基幹・総合相談支援センター
障がい者支援課支援給付担当

電話 0263-82-5988（8：30～17：00）
電話 0263-71-2083（8：30～17：00）